

## 見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月) 午後4時10分
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 9名  
2番 渡邊和明                      3番 佐藤徹                      4番 小林平仁  
6番 齋藤義夫                      7番 関谷常夫                      9番 高橋行雄  
10番 小杉義光                      11番 櫻井政志
4. 欠席委員 3名 齋藤高央、三沢孝喜、山田久栄

### 5. 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告1号 非農地証明願いによる非農地判断について
- 日程第3 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について  
議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について  
議第3号 農用地利用集積計画の決定について  
議第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について  
議第5号 見附農業振興地域整備計画の変更について  
議第6号 職員の任免について

### 6. 農業委員会事務局職員

局長 北村保                      次長 伴内美和                      係長 葦澤亜紀子

### 7. 会議の概要

(午後3時 開会)

議長                      ただ今から、令和5年12月の農業委員会総会を開会します。  
(関谷会長)                      本日は、欠席委員3名、齋藤高央委員、三沢委員、山田委員より報告がありました。現在の出席委員は、9名でございます。よって、総会は、成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。

はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号3番 佐藤徹委員と、4番 小林平仁委員の2名をお願いします。

議 長 報告に入ります。「報告第1号 非農地証明願ひによる非農地判断について」  
(関谷会長) 事務局より報告をお願いします。

事務局 申請地目は畑、3筆、面積合計663㎡です。父親からの相続で引き継いだ娘  
(伴内次長) さんが今回の申請人ですが、自分の幼いころから、申請地が農地では無く、山林という認識であるとのことでした。現地確認の準備のため、事務局が下見に向かいましたが、申請地の周辺一帯が山林であり、山道の途中から車が通行できる状態ではなくなり、徒歩で行くにも道は無く、耕作のため人が出入りしている様子は無く、現地を特定することはできませんでした。事務局下山後、地区担当委員3人へ現地周辺の状況説明を行い、申請地に向かうのはまず無理で危険なことを理解いただき、航空写真から申請地周辺地は非農地と判断しました。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。  
(関谷会長) 「ありません」の声  
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第14条の規定に基づく議事参与の制限により、三本一男委員は当該議案の審議終了まで退席をお願いします。  
(関谷会長) (三本委員 退席)  
「議第1号」について、事務局より説明願ひます。

事務局 「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。  
(葦澤係長) 1番、農地法第3条による所有権移転です。申請地目は田、2筆、面積合計は1,014㎡です。譲渡人は耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。  
これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。  
(関谷会長)

小杉委員 譲渡の農地は、以前から賃借契約をしており、このたび譲渡人が亡くなり相続しましたが、市外在住で管理ができないことから、耕作をお願いしていた譲受

人へ贈与することになりました。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(関谷会長) (「ありません」の声)  
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)  
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 続いて「議第2号農地法第4条の規定による許可申請の許可について」上程します。  
(関谷会長) 事務局より説明願います。

事務局 申請地目は畑、面積46㎡です。昭和10年に申請人の祖父が土地を購入し、当初は農業用通路として使用していました。平成9年に住宅建築した際に、今回申請地に対する確認を怠り、宅地敷地と思い込み現在に至っています。申請人が宅地周辺の土地を調査していたところ宅地通路の一部が農地地目であることが判明したことから、住宅敷地への通路として転用したいと許可申請が提出されました。申請地は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。資料として位置図、更正図の写し、同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。  
(関谷会長)

平井委員 事務局のとおり地元の農家組合の同意もあり、申請通り問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(関谷会長) (「ありません」の声)  
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)  
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第3号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。  
(関谷会長) 説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第14条の規定に基づく議事参与の制限により、三本一男委員は、当該議案の審議終了まで退席をお願いします。

(三本議員退席)

事務局 はじめに農用地利用集積計画による所有権移転についてです。  
(菑澤係長) 1番、申請地目は田、3筆、面積合計は 6,918 m<sup>2</sup>です。先程の3条申請の同じ方です。譲渡人は耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。  
2番、申請地目は田、2筆、面積合計は 5,967 m<sup>2</sup>です。譲渡人は耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。  
これらの案件については、農業経営基盤強化促進法の効率的かつ安定的な農業経営の進める観点からも適切であると考えます。  
続きまして、農用地利用集積計画 一括方式について説明します。  
申請はすべて、農地中間管理事業である、新潟県農林公社による集積一括方式による新規利用権の設定です。前半は始期が1月1日からのもの、後半は2月1日からの設定になっています。1月始期は、99筆 209,682 m<sup>2</sup>、2月始期は253筆、67,778.61 m<sup>2</sup>、併せて、352筆、277,460.61 m<sup>2</sup>になります。  
これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、要件を満たしており適切であると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転の1番および2番について、地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。  
(関谷会長)

小杉委員 1番につきましては、先程ほど前段の議案で説明させていただいた案件と同じで、問題ありません。2番は譲渡人がこのたび転出されるということで農地の整理を希望しており、1番と同じ譲受人でまとまり、問題ないと考えます。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(関谷会長) (「ありません」の声)  
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)  
異議なしと認め、原案のとおり決定します。  
それでは、退席された委員の関係案件が終了しましたので、三本委員は入室をお願いします。  
(三本委員 入室)

議長 次に、「議第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」

(関谷会長) 上程します。事務局より説明願います。

事務局 (葦澤係長) 申請はすべて、新潟県農林公社から受け手の変更があったための移転です。促進計画の作成にあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から農業委員会の意見が求められています。  
申請は9筆、合計面積は、22,415 m<sup>2</sup>です。  
農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局、補足説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長) 「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第4号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第5号 見附農業振興地域整備計画の変更について」上程します。事務局より説明願います。  
(関谷会長)

事務局 (伴内次長) 11月27日付けで、見附市長から「見附農業振興地域 整備計画変更について」の協議が提出されました。

所在地目は田、面積は700 m<sup>2</sup>です。変更理由であります。申請地の隣地にある寺院の墓地敷地が手狭となったため、農業振興地域整備計画の変更を行うことにより、今後転用許可を受け、墓用地26区画及び駐車場を建設したいというものであります。

申請地は、住宅街に隣接する農地であり、当該変更により、周辺の農地の利用に支障を及ぼす恐れはないと思われま。また、申請地の東側に隣接する農地の所有者から同意も得ています。他にも候補地を検討しましたが、土地所有者が土地の提供には応じられないとのことで合意には至りませんでした。

今回、変更協議が提出されましたが、整備計画の変更にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律により、農業委員会の意見を聴くことになっておりますので、皆さんからご審議をお願いいたします。説明は以上です。

議 長 次に、追加議案「議第6号 職員の任免について」上程します。事務局より説明願います。  
(関谷会長)

事務局 農業委員会事務局職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第

(北村局長) 3項の規定に基づき、次の者を発令したいので承認を求めるものです。  
令和6年1月1日付け、農業委員会事務局会計年度任用職員1名です。ご承認  
をよろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長) (「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第6号」について、原案  
のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、令和5年12月の農業委員会総会を閉会いたします。